

特殊詐欺の被害防止のために

～ 特殊詐欺ニュース 第39号 ～

あなたのお宅にも届いていませんか？

法務省をかたる「封書」 「はがき」に注意！

▼法務省かたりのはがきの例（イメージ）

総合消費者料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知いたしましたのは貴方の利用されていた契約会社ないし運営会社から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されましたことをご通知致します。

裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合原告側の主張が全面的に受理され執行官立会いの元、給料差押え及び動産、不動産物の差押えを強制的に履行させていただきますので裁判所執行官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

（以下略）

※取り下げ最終期日 平成30年〇月〇日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター

東京都千代田区霞が関4-1-9

お問い合わせ…

受付時間9:00～20:00

連絡先に電話をさせて「裁判になる。」などと脅し、現金などを要求する詐欺の手口です。

**絶対に連絡先に電話を
しないでください！**



※ これまで、「はがき」が多く届いておりましたが、最近では、より信ぴょう性を高める「封書」も届いています。

▼法務省かたりの封書の例（イメージ）



重要

010-0000
秋田県秋田市
山王〇丁目〇-〇
秋田 花子 様

このような「封書」や「はがき」は、法務省とは一切関係ありません。

秋田県警察本部